

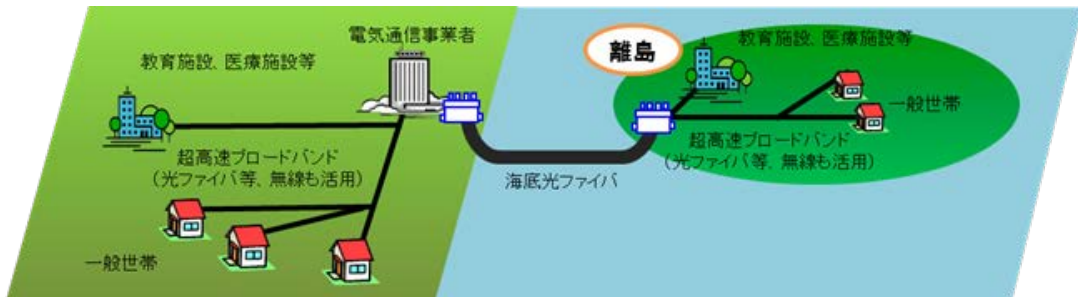
第5章 地域情報化関連施策の動向(各種施策等の実績については資料編42～71頁を参照)

1 地域情報通信基盤の整備促進

(1) 情報通信基盤整備推進事業(平成28年度からの新規事業)

地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤や離島における超高速ブロードバンド環境を実現するための海底光ファイバ等の中継回線の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助する。

- ① 対象地域: 超高速ブロードバンド未整備地域であって、過疎地域・離島等の条件不利地域を含む地方公共団体
- ② 対象設備: 光ファイバケーブル(海底光ファイバ等の中継回線を含む)、光電変換装置、送受信装置、無線アクセス装置(FWA)等(これらに附帯する施設を含む。)
- ③ 補助率: 1/3(財政力指数が0.3未満の市町村: 1/2、離島市町村: 2/3)

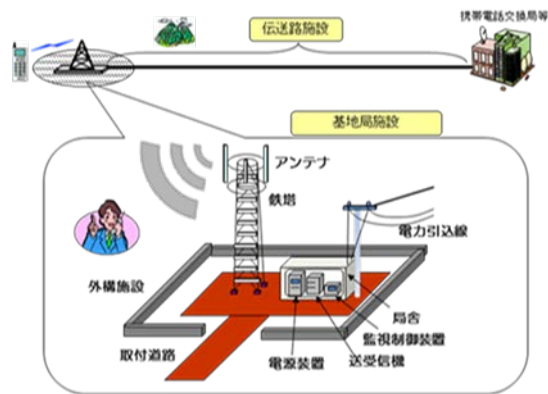


※過疎地域・離島等の「条件不利地域」を含む地域を対象とする。

(2) 無線システム普及支援事業

ア 携帯電話等エリア整備事業

携帯電話は、国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域がある。それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、市町村が携帯電話基地局を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、その設置経費の一部を補助する。



【エリア外人口の状況】	(平成27年3月末)
全国のエリア外人口	2.60万人
東北のエリア外人口	0.56万人

- ① 事業主体: 携帯電話等エリア整備
基地局施設⇒地方自治体(市町村)、伝送施設⇒無線通信事業者

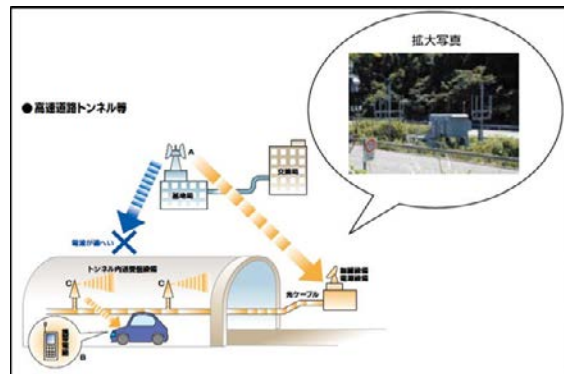
公衆無線LAN環境整備

地方自治体、第3セクター

- ② 対象地域： 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)
- ③ 補助対象： 基地局費用(鉄塔、局舎、無線設備等)
伝送路費用(※中継回線事業者の設備の10年間分の使用料)
- ④ 補助率： 携帯電話等エリア整備 2/3(世帯数が100以上の場合1/2)
公衆無線LAN環境整備 1/2

ウ 電波遮へい対策事業

高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話等が使用できない地域において、電波中継施設を設置して携帯電話等が利用できるようなする事業であり、施設の整備を行う一般社団法人等に対して設置費用の一部を補助する。

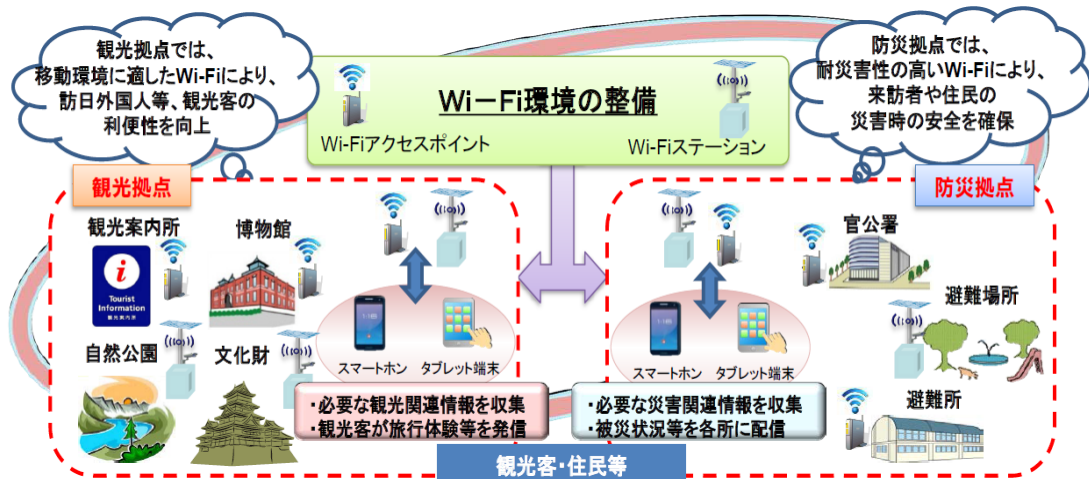


- ① 事業主体：一般社団法人等
- ② 対象地域：高速道路トンネル等
- ③ 整備施設：電波中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)
- ④ 補助率：1/2(対象地域が鉄道トンネルの場合1/3)

(3) 観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業

訪日外国人旅行者を含む来訪者や地域住民の情報受発信の利便性向上に向け、豊かなおもてなしサービスを実現する観光関連情報や緊急時の安心・安全を確保するための災害関連情報等を確実に入手することを可能とするため、観光や防災の拠点における公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体、第三セクターに対し、その費用の一部(地方公共団体の場合1/2、第三セクターの場合1/3)を補助する。

なお、前述の「携帯電話等エリア整備事業」においても、同様な公衆無線LAN環境の整備を支援している。



【トピックス】

- 官民連携により、秋田市中心部で無料公衆LAN環境が実現している。これは、市から民間に、民間整備施設と市整備施設において共通のSSIDを利用することを提案し、観光客の導線上に切れ目ないWi-Fi環境が整備されたもの。秋田竿燈祭り、東北六魂祭での運用結果を基に、外国人観光客等への活用方を市が継続的に検討している。また、災害時の避難場所についてもカバーし、情報収集により防災・減災に寄与することが期待される。
- 総務省は、平成28年2月に、「利用しやすく安全な公衆無線LAN環境の実現に向けて～訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続の簡素化・一元化の実現等に向けた取組方針～」を公表し、無料公衆無線LANの利用開始手続の簡素化・一元化等に係る実証実験を行っており、管内では仙台市が参画している。

(4) データセンター地域分散化促進税制

喫緊の課題である首都直下地震等に備え、我が国の社会経済のインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を向上させるため、首都直下地震緊急対策区 ※に集中する大量のデータをバックアップできる体制を強化し、あわせて地方における設備投資の機会を増やすことを目的として、首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得し、バックアップ事業を行う事業者に対し、法人税の特別償却を認める特例措置を適用する。

※首都直下地震緊急対策区域：首都直下地震対策特別措置法第三条第一項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域



ア 措置内容

法人税： 取得価額の10%の特別償却

イ 対象者

電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)の規定に基づき、対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者

ウ 対象設備

- 認定計画 ※₁に従って取得した電気通信設備
※基盤法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画
- 具体的には、①サーバー ※₂、②ルーター ※₃、③スイッチ ※₃、④無停電電源装置(UPS) ※₃、⑤非常用発電機 ※₃
※₂ 首都直下地震緊急対策区域におけるデータセンターのバックアップを行うものに限る。
※₃ ②～⑤は①と同一認定計画に基づき取得した場合に限る。

エ 適用の要件

- 首都直下地震緊急対策区域以外におけるデータセンター内に対象設備を設置すること。
- 対象設備を用いて、東京圏におけるデータセンターのバックアップを行うこと
- 首都直下地震緊急対策区域と首都直下地震緊急対策区域以外の双方にデータセンタ

一を持つ事業者は、以下のア及びイを満たすこと。

ア 対象設備の取得合計額^{※4}が5億円以上

イ データセンター事業の用に供する減価償却資産(建物、空調、サーバー等)の取得合計額に占める、対象設備の取得合計額^{※4}の割合が20%以上

※4 事業年度毎及びデータセンター毎に計算

オ 適用期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日

(5) 防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置(国土交通省主管)

防災上重要な道路における無電柱化を促進するため、一般電気事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置が適用される。

対象施設: 電線管理者が緊急輸送道路で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等

特例措置の内容: ① 道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域
⇒課税標準4年間 1/2

② ①以外の区域⇒課税標準4年間 2/3

特例期間: 3年間(平成28年度～平成30年度)

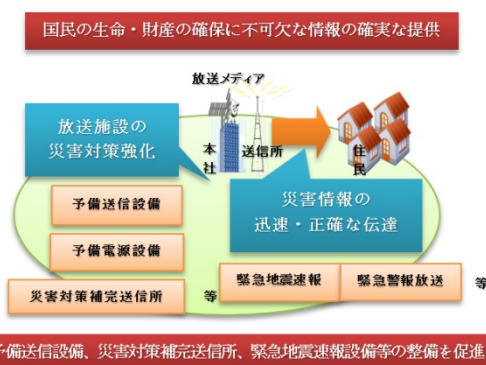
2 放送ネットワークの強化

(1) 放送ネットワーク整備支援事業

ア 地上基幹放送ネットワーク整備事業

放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、①放送局の予備送信設備、②災害対策補完送信所、③緊急地震速報設備等の整備費用の一部を補助する。

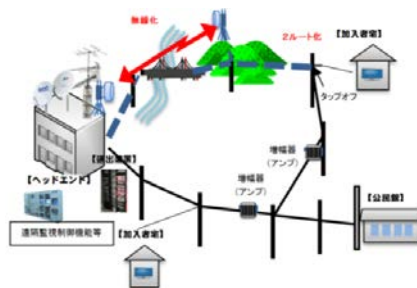
- ① 事業主体
地方公共団体、第3セクター、地上基幹放送事業者等
- ② 補助率
地方公共団体 1/2
第3セクター、地上基幹放送事業者等 1/3



イ 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用の一部を補助する。

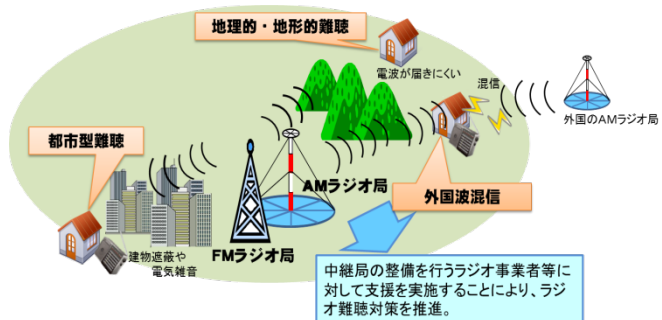
- ① 事業主体
地方公共団体、第3セクター
- ② 補助率
地方公共団体 1/2、第3セクター 1/3



(2) 民放ラジオ難聴解消支援事業

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する。

このため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。



都市型難聴: 電子機器の普及や建物の高層化・堅牢化が原因の都市部における難聴
 地理的・地形的難聴: 山間部、離島等、地形的・地理的要因から電波が届きにくい地域における難聴
 外国波混信: 外国のAMラジオ波の長距離伝搬による混信

- ① 事業主体: 民間ラジオ放送事業者、自治体等
- ② 補助対象: 難聴対策としての中継局整備
- ③ 補助率: 地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3
 都市型難聴 1/2

(3) 放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間ラジオ放送事業者の予備送信設備等に対して、税制上の特例措置が適用される。

- ① 対象者: 民間ラジオ放送事業者
- ② 対象設備: 災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)
 ※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。
- ③ 特例措置: 地方税(固定資産税): 課税標準3/4(取得後3年間)
- ④ 適用期間2年間(平成28年4月1日から平成30年3月31日)

3 ICTを活用した地域活性化

ふるさとテレワークの推進

地方でも東京などの都会と同じように働く環境を実現する「ふるさとテレワーク」を推進し、併せて多様なテレワークの普及展開を図ることにより、企業や雇用の地方への流れを促進し、地方創生に資するとともに、就業者におけるワークライフバランスの確立を実現する。

「ふるさとテレワーク」の全国への拡大・定着を図るため、これまでの実証の成果も踏まえて、ふるさとテレワークを導入する全国の自治体等に対して、導入経費を支援する。

また、セミナー開催等のテレワークの普及啓発に加え、先進事例の収集等のテレワークに関するデータベースの作成等を行う。

平成27年度の「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」では、全国で15件が採択され、東北管内では以下の3件が採択されている。

実施地域	代表提案者	事業名
岩手県大船渡市	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	都市部企業のニアショア開発センターと自営型ノマドワーカー(移住者)の地域交流による多様な分野・世代が学び・働ける「大船渡市・地域人材育成拠点」整備事業
山形県高島町	山形県高島町	廃校再生ふるさとサテライト・プロジェクト
福島県会津若松市	会津若松スマートシティ推進協議会	マッチングシステムによる高付加価値業務のテレワーク化

ふるさとテレワーク推進事業のイメージ

○ふるさとテレワークの全国展開

地方(ふるさと)で暮らしながらICTを活用し、都市部と同じ「いつもの仕事」を実施

観光・食
地元起業

地元消費
子育て
社会参加

企業・人材移転

テレワークセンター
サテライトオフィス

企業・人材移転

テレワークセンター
サテライトオフィス

都市部の企業
(仕事、人材)

○テレワークの普及促進

- ・セミナー開催
- ・テレワークプランナーの養成
- ・先進事例の収集
- ・共通基盤の拡充 等

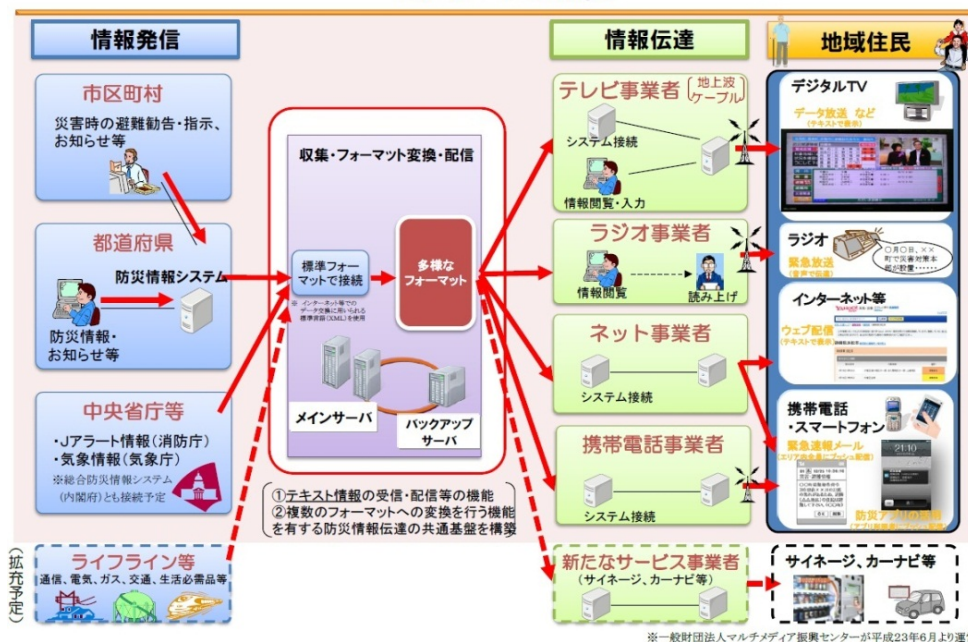
4 Lアラートの普及促進

安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤である「Lアラート(災害情報共有システム)は、地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この基盤を共通に利用することにより効率的な情報伝達の実現を図るものである。全国の情報発信者が発信した情報を、地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるので、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になる。

総務省では、災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「Lアラート」の全国普及や訓練等を通じた運用向上に向けて取り組んでいる。

なお、東北管内では、平成28年4月から、全県で運用が開始されている。

Lアラートの概要



5 地域情報化コーディネーター

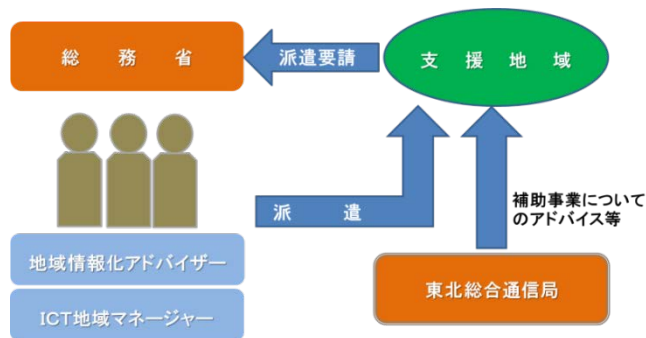
(1) 地域情報化アドバイザー派遣制度

地域の要請に基づき、総務省から「地域情報化アドバイザー」を地域に派遣し、支援地域の情報化を「基盤」「利活用」「人材」の3つの側面から総合的にサポートする制度である。

地域情報化アドバイザーの派遣を受けた地域では、一次産業・地場

産業の振興、安心・安全な社会の構築など、地域の自立・活性化に向けたICTの利活用による成功モデルの構築を推進する。また、そこで得られた知見・ノウハウを全国に普及し、ICTの構造改革力を生かした地域経済・社会の底上げを図る。

平成27年度に東北管内で活用した自治体等は18団体。



(2) ICT地域マネージャー派遣制度

「ICT地域マネージャー」派遣制度は、ICTを活用した取組みを検討する地方公共団体等に対し、ICTの知見、ノウハウ等を有する「ICT地域マネージャー」を派遣し、地域におけるICT利活用に関する助言、提言、情報提供等を行うことにより、地域におけるICTを活用した取組みの

中核を担える人材を育成することを目的とする制度である。

平成27年度に東北管内で活用した自治体は8自治体(青森県、宮城県、仙台市、気仙沼市、秋田市、由利本荘市、能代市、白河市)。

6 人材の育成

地域情報化人材育成セミナー

地域情報化の核となる人材の育成を目的に、平成7年度から自治体職員を対象として「地域情報化人材育成セミナー」を管内各県及び東北情報通信懇談会(会長:東北六県商工会議所連合会会長)と共に開催している。平成27年度は、7月に青森県青森市、9月に山形県山形市で実施。

7 各種会議等の開催

(1) 地域情報化推進会議

平成13年度から自治体の情報化推進担当者を対象として、総務省の情報化施策及び各県の情報化事業等の周知・説明を行うとともに、ICT利活用の先進事例を紹介するなどして地域課題解決のための意見交換等を行っている。

(2) 地域情報化所管省庁合同説明会

自治体の情報化担当職員及び情報関係企業を対象として、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の各省庁で推進する地域情報化関連施策の説明会を毎年宮城県仙台市において開催している。平成27年度で19回目の開催となった。

(3) 地域ICT利活用普及促進セミナー

ICTの利活用により地域の課題解決に取り組んでいる自治体の事例を紹介し、他の地域でのICT利活用の普及、促進を図る目的で平成23年度から実施している。平成27年度は仙台市で実施。

(4) 東北地域づくり連絡会議

東北管内の国の出先機関(東北総合通信局、東北農政局、東北経済産業局、東北地方整備局及び東北運輸局)が連携し、地域づくりのための取り組みの検討を行っている。本連絡会は平成9年3月に設置され、毎年各機関が幹事局となり様々な取組みを展開している。

第6章 東北地域における産学連携・支援

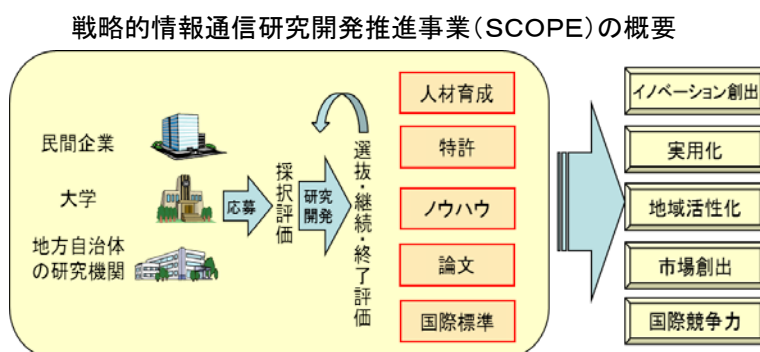
1 研究開発

(1) 総務省の研究開発支援

ア 「戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)」の推進

戦略的情報通信研究開発推進事業は、情報通信技術(ICT)分野の研究開発における競争的資金 ※として平成14年度からスタートしたもので、ICT分野において新規性に富む研究開発課題を大学、独立行政法人、企業、地方自治体の研究機関などから広く公募し、外部有識者による選考評価の上、研究を委託する競争的資金である。これにより、若手ICT研究者の育成、ICTの利活用による地域の活性化、先進的な通信アプリケーションの開発等を推進している。

※競争的資金： 研究資金の配分機関が広く研究開発課題を募り、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、提案された課題の中から実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金。



平成28年度は、以下のプログラムにおいて研究開発を実施する。

① 重点領域型研究開発

未来社会における新たな価値創造を図るため、ICT分野で国として取り組むべき基礎的・基盤的な研究開発分野から重点領域を設定し、実証実験と一体的に取り組む研究開発を推進。 ※平成28年度は、平成27年度からの継続案件のみ取り組む。

② 若手ICT研究者等育成型研究開発

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成することや中小企業の斬新な技術を発掘するために、若手研究者又は中小企業の研究者が提案する研究開発を推進。 ※若手研究者枠及び中小企業枠が設けられている。

③ 電波有効利用促進型研究開発

電波の有効利用をより一層推進する観点から、①電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発(先進的電波有効利用型)や、②若手ICT研究者等育成型研究開発に定める若手研究者又は中小企業の要件に該当する研究者が提案する電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発(若手ワイヤレス研究者等育成型)を推進。

④ 地域ICT振興型研究開発

ICTの利活用によって地域貢献や地域社会の活性化を図るため、地域に密着した大学や地域の中小・中堅企業等に所属する研究者が提案する研究開発を推進。

⑤ 国際標準獲得型研究開発

ICT分野における研究開発成果の国際標準化や実用化を加速し、イノベーションの創出や国際競争力の強化に資するため、外国政府との連携による研究開発を戦略的に推進。

なお、平成26年度から、SCOPE特別枠として、ICT分野において「破壊的イノベーション」の種になるような技術課題に挑戦する人を支援するため、『独創的な人向け特別枠「異能vation」(いのうべーしょん)プログラム』が設けられている(平成27年度応募数:全国867名(東北管内30名→1次通過1名)、本採択数:全国14名(東北管内1名))。



東北管内における最近の提案及び採択状況は下表のとおりであり、平成27年度には5件の研究開発課題が採択されている(特別枠分は含まず)。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
提案数	東北	18	14	30	30	21
	全国	252	214	365	303	264
採択数	東北	6	3	12	8	5
	全国	51	68	115	82	68

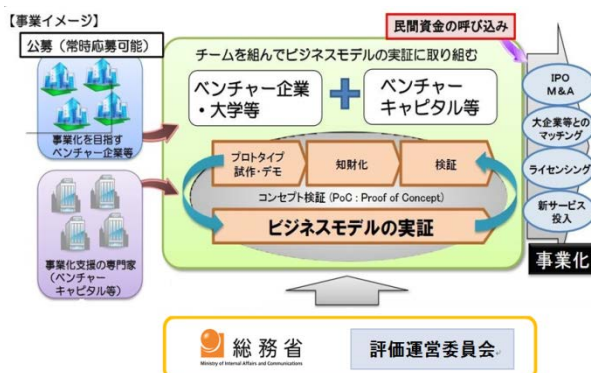
[参考:東北のプログラム別採択状況]

研究開発プログラム名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ICTイノベーション創出型	2	1	4	0	0
ICTイノベーション促進型	—	—	—	—	—
先進的通信アプリケーション開発型	—	—	—	—	0
若手ICT研究者等育成型	2	0	1	2	0
地域ICT振興型	2	2	2	3	2
国際競争力強化型	—	—	—	—	—
国際標準獲得型	—	—	—	1	—
先進的電波有効利用型	—	—	5	1	3
若手ワイヤレス研究者等育成型	—	—	0	1	0

※当該年度にプログラムが設けられていなかった場合は、欄内に「—」を記載。

イ ICTイノベーション創出チャレンジプログラムの推進

情報通信審議会「イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方」最終答申(平成26年6月)を踏まえ、平成26年度から、多くのベンチャー企業等が直面している、いわゆる「死の谷」の克服に向けた支援制度である「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」(以下、「本事業」)を開始している。



本事業は、ICT分野におけるイノベーション創出に向け、民間の事業化ノウハウ等の活用による事業育成支援と研究開発支援を一体的に推進することにより、研究開発成果の具現化を促進し、もって新事業の創出に資することを目的としている。

平成27年度は、全国41件(東北0件)の応募に対し、4件(東京都2件、大阪府1件、高知県1件)が採択されている。

(2) 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が行う研究開発等

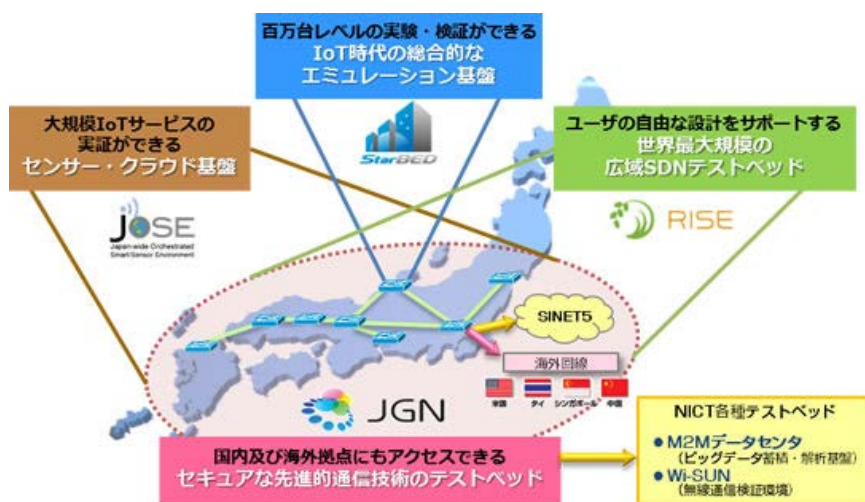
総務省の所管法人である国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)は、平成28年度から始まる第4期中長期目標期間(平成28年4月～平成33年3月)において、社会実装を目指した成果創出と展開の勢いを加速するために、研究開発成果の技術検証及び社会実証の基盤としてのテストベッドを強化して産学官連携や地域連携などで活用していくなど、オープンイノベーションによる全体的成果の拡大と深化を目指した運営を行うことで、ICTの活用による価値創造に寄与していくこととしている。

ア 耐災害ICT研究センター

耐災害ICT研究における研究拠点機能を強化するため、耐災害ICT研究センター(宮城県仙台市)内で耐災害ICTに係る基盤研究、応用研究及び社会実装に向けた活動を連携して取り組む体制を構築し、大学・研究機関等との共同研究等を通じて外部研究機関との連携の強化を図りながら、研究開発成果の社会実装に向けて、地方公共団体を含めた産学官の幅広いネットワーク形成、耐災害ICTに係る知見・事例の収集・蓄積・交換、研究成果・技術移転等の蓄積及び地方公共団体等の利用者ニーズの把握のための耐災害ICTに係る協議会等の産学官連携活動を積極的に行うこととしている。

イ 総合テストベッドの構築

NICTが有するテストベッドを統合し、IoTの実証テストベッドとしての利用を含め、技術検証と社会実証の一体的推進が可能な総合テストベッドとして運用が開始されている。



ウ NICTが行う研究支援

通信・放送分野の新規事業創出を図るため、独創的・先進的な技術開発を行う企業等に対し、研究開発資金の一部を助成している。平成27年度、東北地域においては「チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金」について、1件が採択された。

2 東北地域におけるコンテンツ流通の促進

(1) セミナー等の開催

東北地域で取り組まれている「仙台クリエイティブ・クラスター・コンソーシアム」などの活動を通じ、東北地域におけるコンテンツ流通産業の促進策のノウハウを蓄積し、セミナー等の開催によりコンテンツ流通産業の振興及び人材育成を支援している。

平成27年度は、青森県青森市において「デジタルコンテンツセミナー2016in青森」を実施した。



「デジタルコンテンツセミナー」の様相(青森市)

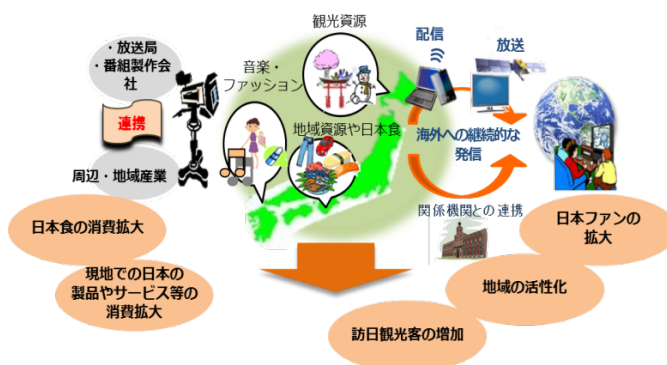
(2) 放送コンテンツ制作取引の適正化

総務省では、平成21年2月、放送コンテンツ制作における制作社の役割の重要性の増大等により、放送コンテンツの制作の取引の適正化の要請が高まっていることを踏まえ、「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」を策定・公表(平成26年3月に第3版へ改訂)した。平成23年度以降、ガイドライン策定後の番組制作環境の実態を把握するため、放送事業者及び番組制作会社に対してヒアリング調査を実施している。

東北総合通信局では、関係者へのガイドラインの周知徹底を図ることで、放送コンテンツ制作に関するインセンティブ向上を図っている。

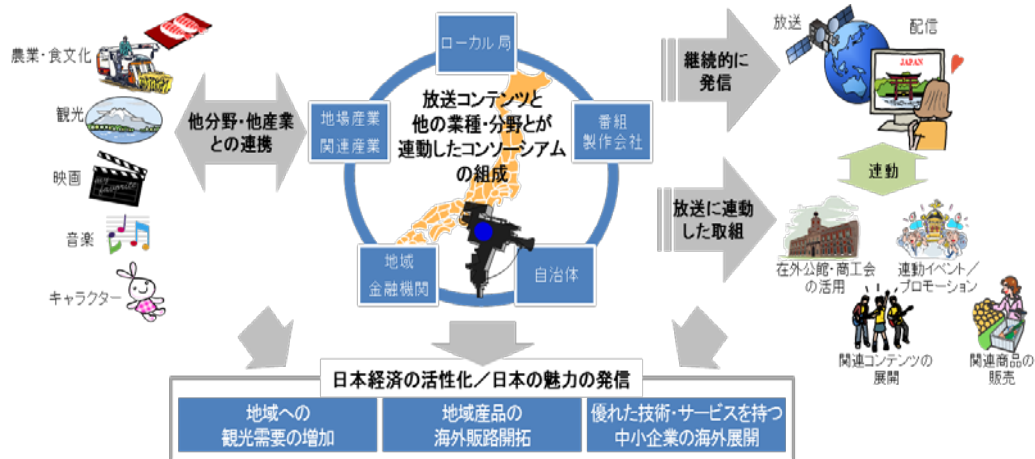
(3) 国際共同制作による放送コンテンツの海外展開

総務省では、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BE AJ)の協力の下、「放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業」により、地域の放送局や番組制作会社等が、海外の放送局と映像コンテンツを共同制作し、それらのコンテンツを海外の放送局等を介して継続的に世界へ発信する機会を創出することにより、コンテンツの海外展開の取組を促進している。



(4) 放送コンテンツ海外展開助成事業

総務省では、平成28年度から、「放送コンテンツ海外展開助成事業」として、放送事業者と、他分野・他産業（観光業、地場産業、他のコンテンツ等）、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、「クールジャパン戦略」「ビジットジャパン戦略」「地方の創生」等に資する放送コンテンツを製作、発信するとともに、様々な連動プロジェクトを一体的に展開する取組を支援する観点から、その費用の一部(1/2)を補助している。



平成28年度は、全国60件の応募から21件が採択され、東北管内からは以下の4件が採択されている。

事業者名	事業の名称
株式会社秋田ケーブルテレビ	学力日本一秋田県！～ここにある教育、文化、日常を観光資源に～
一般社団法人東北映像製作社協会	ベトナムから東北への観光客誘致プロジェクト
株式会社テレビユー福島	医療で復興を目指す福島県の取組みに資する放送コンテンツ海外展開事業
福島テレビ株式会社	福島の魅力発信とインバウンド誘致事業

【トピックス】

- (株)山形テレビは、平成25年度の「放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業」に採択され、『台湾観光客誘客増大による「もう一つの日本・山形」活性化事業』として、山形県と各種団体が連携して台湾からの観光客誘致、物産販売の増加に向けた番組を製作。これにより、台湾から山形県観光サイト「やまがたへの旅」へのアクセス数が番組放送後1ヶ月で約2.5倍に増大し、山形県飯豊町への台湾観光客も前年比166%増となった。東北地域でもインバウンドに対する期待が大きく、放送コンテンツの海外展開への関心は一層高まっている。
- (株)テレビユー福島は、平成27年10月、ABU(アジア太平洋放送連合)が優れたテレビ・ラジオ番組に贈る「ABU賞(テレビ・ドキュメンタリー番組部門)」を、番組「ふつうの家族 ある障がい者夫婦の22年」で受賞した。

第7章 行政サービスの向上

1 行政相談、電気通信サービスに関する消費者支援の充実

(1) 総合通信相談所

情報通信全般に関する要望、意見、問い合わせの窓口として平成3年から総合通信相談所を設置し、当該要望等に関する情報を関係各部各課に流通させることにより、所掌事務の改善を図りながら行政サービスの向上を図っている。

平成27年度における要望・相談等の件数は1,131件(前年度比317件増)であり、分野区分では、電気通信サービス関係が305件、放送受信障害関係が301件、地上デジタル放送関係が98件、混信申告が238件、電磁環境関係が47件、一般行政関係が142件となっている。

情報通信サービスや関連市場が多様化・複雑化する中で、消費者が情報通信サービスを安全・安心に利用できる環境を確保するためにも、行政相談、消費者対応の充実を図っていくことが重要であり、消費者トラブルの未然防止対策として、ホームページでの周知や関係者に対してのメールでの情報提供等の充実を図っている。

(2) 電気通信サービスに関する消費者支援の充実

消費者ニーズに応じた多種多様な電気通信サービスが普及している反面、電気通信サービスを利用したウィルス、迷惑メール、掲示板での誹謗中傷、架空・不当料金請求など様々なトラブルも発生していることから、電気通信サービスに関する消費者トラブルの円滑な解決の促進と、消費者視点を反映した行政運営の推進を図るため、消費生活センターと苦情・相談等の新たな事例の蓄積・分析や情報の共有を図るとともに、「東北電気通信消費者支援連絡会」(座長:渡辺達徳 東北大学大学院法学研究科教授)を開催して消費生活センター、電気通信事業者等の関係機関の間で情報交換・意見交換を実施している。 ※平成27年度は、7月及び2月に仙台市において開催

また、仙台弁護士会・宮城県司法書士会と宮城県内の消費生活センター・行政機関とで開催する「県内行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会」に参加し、宮城県内における電気通信サービスに関する消費者トラブルの現状等について情報交換・意見交換を実施している。 ※平成27年度は、8月及び3月に仙台市において開催

ア 電気通信サービス苦情・相談電話の設置

平成16年9月から電気通信サービスに関する苦情・相談電話(022-221-0632)を設置し、消費者が固定電話、携帯電話、PHSの電話会社及びインターネット接続プロバイダが提供する電気通信サービスに関する契約時の説明、電気通信事業者としての苦情対応について、電話による相談対応を実施している。

相談件数は、平成16年度をピークに減少傾向にあったが、平成27年度は305件と、前年度の190件を大きく上回った。これは、平成27年2月からNTT東西が光回線の卸売サービス(サービス卸)の提供を開始したことによるもので、インターネットサービスに関する相談が68件から209件と増大し、その内訳として「光回線の卸売サービス」に対する相談が約6割(125件)となったことに現れている。光回線やプロバイダの乗り換えに伴う「利用停止・契約」及び「営業活動」において、電話勧誘等の際に電気通信事業者(代理店等)の説明不足、利用者の契約内容の理解不足等があり、後日、トラブルになるケースが増えている。

イ トラブル回避のための周知・啓発活動

電気通信サービスに関するトラブルを未然に防止するため、東北総合通信局ホームページに「電気通信サービス消費者情報コーナー」を開設し、一般消費者向けの情報提供を実施するとともに、「電気通信サービスQ&A」パンフレットを作成し、東北管内の各県及び市町村の消費生活相談窓口等に配布している。



ウ 安心・安全な青少年インターネット利用環境の整備

スマートフォン等が青少年にも急速に普及してきており、その利用におけるリスクについて認識や対応能力を向上させることが必要となっていることから、「東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会」を活用して関係機関(自治体(教育委員会等)、PTA連合会、インターネット防犯連絡協議会、電気通信事業者等)と連携を図りながら、青少年のインターネットリテラシー向上のための周知啓発活動等、インターネット利用環境の整備を推進している。



青森会場の街頭キャンペーン模様

平成27年度は、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、各県警本部や安心協等と連携し、2月6日の青森県を皮切りとして3月13日まで、山形県、岩手県及び秋田県の各地において、街頭キャンペーンを開催した。

(3) 電気通信サービスの安全利用の啓発

携帯電話やインターネット等を悪用した犯罪やトラブルに子どもたちが巻き込まれる事件が社会問題となっている。このため、総務省では、平成18年度から文部科学省や電気通信事業者6団体と協力し、子どもたちを見守る立場の保護者や教職員を対象(平成23年度からは児童・生徒も対象)に、携帯電話・イン



e-ネットキャラバン開催模様(仙台市内)

ターネットの安心・安全な利用方法についてのe-ネット安心講座(e-ネットキャラバン)を実施している。 ※平成27年度は、東北管内で295講座が開催され、約43,000名の方が受講

e-ネットキャラバン公式ウェブサイト: <http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

また、平成20年度から、総務省・文部科学省後援の「情報通信における安心安全推進協議会」が、情報通信の安心・安全な利用に係るルールやマナー、情報セキュリティ等の重要性に対する理解の醸成を推進するために「情報通信の安心安全な利用のための標語」募集を行っており、最優秀作には総務大臣から、優秀作には地方総合通信局長から表彰を行っている。



御所野学院中学校への表彰状授与

※平成28年度は、秋田市立御所野学院中学校が、「その書き込み 増えるアクセス 減る友人」で東北総合通信局長表彰を受賞

【トピックス】

- 停電時には、固定電話・IP電話は、加入電話の一部を除き、基本的に利用できなくなることはあまり知られていない。
[停電時に利用できない電話]
光回線を使用したIP電話、ADSL回線を使用したIP電話、CATV回線を使用した固定電話・IP電話、ISDN加入電話(コンセントから商用電源を使用する電話機の場合)
- [停電時に利用できる電話]
電話機から電話線のみ出ている黒電話、停電対応の電話機(留守番応答機能等の無い単機能電話機等)、独自に予備電源等を接続した電話機
- 停電時に利用できない電話については、携帯電話等の代替手段や、予備電源を準備しておくことが望ましい。

(4) 受信障害対策

近年の電波利用の拡大、パソコンや受信ブースター等各種電子機器からの電氣的雑音、更には不法無線局から発射される電波等によって、放送波の受信に影響を与える事例が発生している。また、都市部での高層建築物によるテレビ電波の遮断や反射による受信障害も問題となっている。こうした受信障害の解消のため、苦情や申告窓口として受信障害対策官を設置する等、電波監視・調査部門や東北受信環境クリーン協議会(東北管内の放送事業者、無線局免許人、自治体、家電販売店などで構成され、平成27年度末現在で150団体が加盟)等と連携を図りながら受信環境の保護を推進している。



平成27年度第48回「受信環境クリーン図案コンクール」中央協議会奨励賞を受賞した青森県むつ市立大平中学校3年 尾崎 紗恵さんの作品

東北受信環境クリーン協議会では、毎年10月を「受信環境クリーン月間」に定め、受信環境クリーン中央協議会が主催する「受信環境クリーン図案コンクール」等を実施し、受信環境保護に関する周知啓発に努めている。

なお、平成27年度に寄せられた受信障害の申告件数は301件であり、その原因の約6強割が自己受信設備不良(198件)によるものとなっている。

2 情報公開・閲覧窓口及び個人情報の対応

行政機関の所有する情報の公開に関する法律が平成13年4月に施行されたことに伴い、従来からの文書閲覧窓口制度と併せ、情報公開窓口を設置し一層の充実を図っている。

文書閲覧窓口制度では、国民生活に役立ち一般公開に適する文書、法令等の規定に基づくものを目録に搭載しており、情報公開閲覧窓口において閲覧が可能となっている。

また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が平成17年4月に施行されたことに伴い、個人情報開示請求窓口を設置している。

個人情報保護制度は、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするもので、制度の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に努めている。

3 インターネットを通じた情報の提供

東北総合通信局では、インターネットを通じた情報提供に努めている。

■ホームページ：<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/index.html>

■ツイッター：https://twitter.com/tohoku_bt

■フェースブック：<https://www.facebook.com/tohoku.bt>

4 信書便事業への民間参入

「信書」の送達については、平成15年4月から民間事業者による参入が認められ、許可を受けた民間事業者も信書の送達を事業として行うことが可能となった。この信書便事業は、「一般信書便事業(全国全面参入型)」と「特定信書便事業(特定サービス型)」の2つの事業類型があり、いずれも総務大臣の許可制となるが、特定信書便事業の参入許可等については、地方総合通信局長等が行うこととなっている。

平成27年度末現在、全国で473社が特定信書便事業の許可を受けて参入しており、東北管内でも16社が事業許可を受けている。

信書便制度の周知啓発を図るため、平成27年度は、宮城県仙台市、福島県郡山市、福島市で制度説明会を開催した。

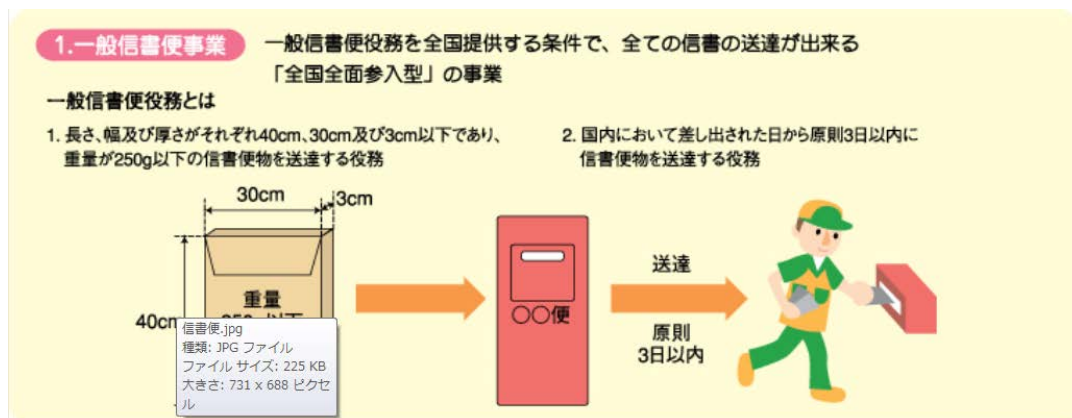
なお、全国において一般信書便事業への参入実績はない。



信書便制度説明会の模様(仙台市内)

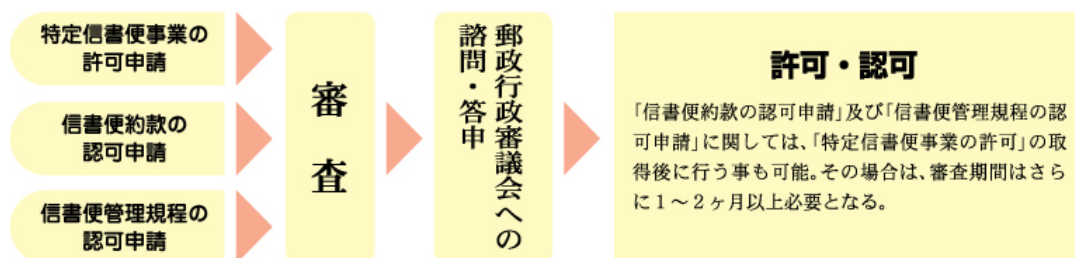
(1) 信書便事業の区分

- 信書便事業とは、信書(書状、請求書類等々)の送達する事業をいう。
- 信書便事業の種類は、大きく分けて「一般信書便事業」と「特定信書便事業」の2種類となる。



(2) 信書便事業の申請手続

■申請から事業開始まで



標準処理期間：1～2ヶ月

(3) 信書に該当する文書等

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に定義されている。

「特定の受取人」: 差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者
 「意思を表示し、又は事実を通知する」: 差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること

「文書」: 文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(電磁的記録物は信書の送達には該当しない)

[具体例]

信書に該当する文書	信書に該当しない文書
<ul style="list-style-type: none"> ■書状 ■請求書の類 <ul style="list-style-type: none"> 【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、レセプト(診療報酬明細書) ■会議招集通知の類 <ul style="list-style-type: none"> 【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書 ■許可書の類 <ul style="list-style-type: none"> 【類例】免許証、認定書、表彰状 ■証明書の類 <ul style="list-style-type: none"> 【類例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し、健康保険証、登記簿謄本 ■ダイレクトメール <ul style="list-style-type: none"> ・文書自体に受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書 	<ul style="list-style-type: none"> ■書籍の類 <ul style="list-style-type: none"> 【類例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター ■カタログ ■小切手の類 <ul style="list-style-type: none"> 【類例】手形、株券 ■プリペイドカードの類 <ul style="list-style-type: none"> 【類例】商品券、図書券 ■乗車券の類 <ul style="list-style-type: none"> 【類例】航空券、定期券、入場券 ■クレジットカードの類 <ul style="list-style-type: none"> 【類例】キャッシュカード、ローンカード ■会員カードの類 <ul style="list-style-type: none"> 【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード、住民基本台帳カード ■ダイレクトメール <ul style="list-style-type: none"> ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの